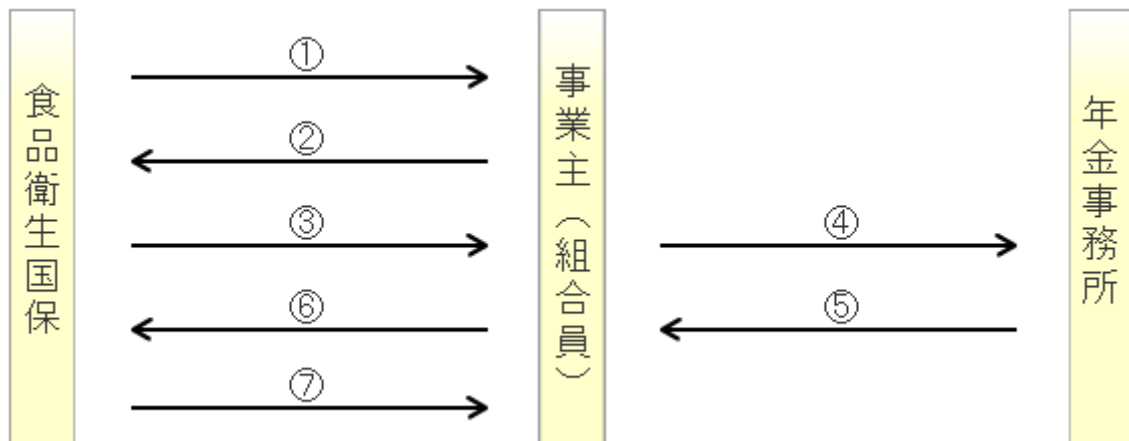


厚生年金加入手続き（健康保険適用除外申請）

従業員追加加入の場合の、厚生年金加入
手続きについて(健康保険適用除外申請)



- ①食品国保より、「資格取得届」と「健康保険被保険者適用除外承認申請書」をお送りします。
- ②「資格取得届」と「健康保険被保険者適用除外承認申請書」に必要事項をご記入の上、加入される方の世帯全員分が記載された「個人番号入り住民票」原本と、前加入保険の「資格喪失証明書」原本を事務所まで持参若しくは返送して下さい。
- ③食品国保より、理事長印を押印した「健康保険被保険者適用除外承認申請書」をお送りします。
- ④「健康保険被保険者適用除外承認申請書」に、その他必要書類を添付して、事業所を管轄する年金事務所に申請手続きをして下さい。
- ⑤年金事務所より健康保険適用除外承認がおりると、「(副)健康保険被保険者適用除外承認証」が送られてきます。
- ⑥「(副)健康保険被保険者適用除外承認証」の写しを、食品国保にお送り下さい。
- ⑦「(副)健康保険被保険者適用除外承認証」の承認印を確認後、被保険者証を交付します。

※適用日から一定期日以内に年金事務所に申請しないと、適用除外承認を受けられない場合があります。

申請書の⑦「適用を受けようとする年月日」に、年金適用日をご記入下さい。

年金事務所で手続きする際に、「健康保険は従来通り食品衛生国保に加入」と意志表示して下さい。